



2022年5月16日

各 位

会 社 名 アイフル株式会社
代 表 名 代表取締役社長 福田 光秀
(コード番号：8515 東証プライム市場)
問 合 せ 先 財務副本部長 安藤 俊明
T E L 03-4503-6050

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の第45回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の記載の変更

変更案第2条は、事業目的の記載を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供装置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ②現行定款第15条(株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 (記載省略)	第2条 (現行どおり)
(1)～(9) (記載省略)	(1)～(9) (現行どおり)
(10) <u>第8号の前払式証票を利用した広告宣伝業務</u>	(10) <u>第8号の前払式支払手段を利用した広告宣伝業務</u>
(11)～(77) (記載省略)	(11)～(77) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p><u>(株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022 年 6 月 21 日（予定）

定款変更の効力発生日：2022 年 6 月 21 日（予定）

以 上